

令和3年5月26日  
和歌山県警察

## 契約等の手続きにおける押印の省略について

下記のとおり、代表者印・社印等の押印省略が可能ですので、お知らせします。

### 記

#### 1 国の契約等の手続き

##### (1) 押印を省略できる書類

- ア 見積書
- イ 請書
- ウ 納品書
- エ 役務の完了を確認する書面
- オ 請求書

※ 契約書、入札書及び委任状における押印は省略できません。

##### (2) 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名（フルネーム）及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名（フルネーム）及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

#### 2 県の契約等の手続き

令和3年4月1日から、一部の手続きにおいて押印の省略が可能となりました。  
詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。

※ その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先  
和歌山県警察本部会計課  
電話：073-423-0110

工事・工事に係る委託業務  
施設係 内線2266  
物品  
用度係 内線2278  
役務  
出納係 内線2247